



# 世界の子どもの未来につなぐ 「遺贈」の手引

(認定) 特定非営利活動法人ACE(エース)



ACE  
—児童労働のない未来へ—



# ごあいさつ

「子宝」という言葉があるように、子どもは、親にとってしあわせであってほしいと願う存在であり、社会にとっても守るべき存在です。国連子どもの権利条約には、18歳未満の子どもの「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」が保障されていますが、残念ながら現実はこの条約に書いてある理想と大きくかい離しています。そのひとつが、世界に1億6000万人いる児童労働者たちです。

児童労働によって、教育の機会だけでなく、心身の健康的な発達が奪われ、搾取されてしまっている子どもたちが、権利を回復し、教育の機会を受け、その可能性を花開かせることが出来るよう、ACEは児童労働の撤廃プロジェクトをインド・ガーナで実施しています。これまでインドとガーナの28村で、2,360人の子どもを児童労働から解放し、約13,500人が無償で質の高い教育を受けることに貢献してきました。

児童労働問題の解決にあたり、ACEが取り組むもうひとつの側面が、日本国内の世論喚起と、ビジネスや消費の変化をもたらすことです。子どもたちが安く働かされる背景には家庭の貧困があり、コスト競争のグローバル経済に組み込まれ、低賃金で家族を養えないおとなの雇用の問題があり、また児童労働によるものは知らずに様々なものを消費している私たちの生活があります。関わっているからこそ、まずその現実を知らせ、ビジネスや消費が変わることで、児童労働の解決に結びつけようとしています。

ACEの活動は多くの方々からのご寄付によって成り立っています。遺贈プログラムは、みなさまの遺志を世界で児童労働に苦しむ子どもたちを救い、その未来へとつなぐためにあります。ご協力のご検討を、どうぞよろしくお願ひします。

特定非営利活動法人ACE(エース)

代表 岩附由香

# 目次

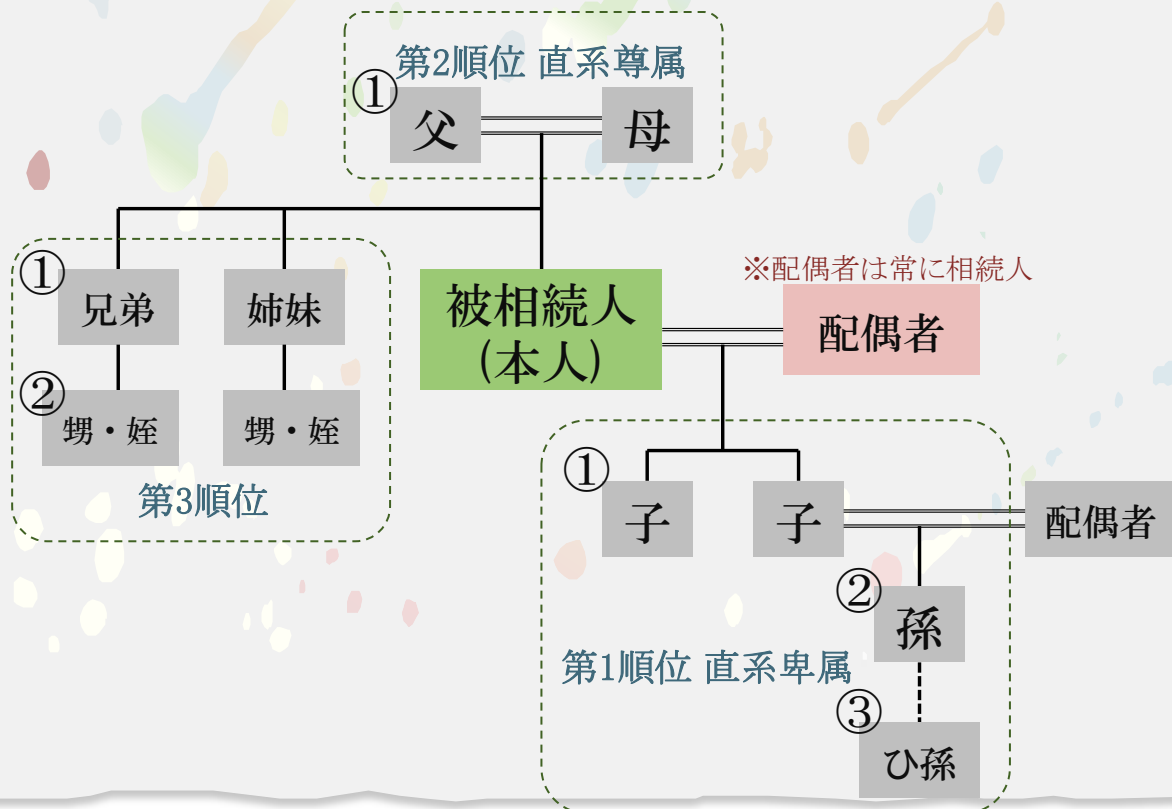
遺贈とは/相続の基礎知識	3ページ
遺贈によるご寄付	4ページ
準備のポイント	5ページ
①遺贈に対する相続税	6ページ
②遺留分について	7ページ
③有効な遺言書の種類	8ページ
④遺言執行者の指定	10ページ
相続された遺産によるご寄付	11ページ
香典によるご寄付	13ページ
ご寄付いただいた後の流れ	14ページ

# あなたのご遺志を世界の子どもたちの未来に役立ててみませんか

## 遺贈とは

遺言書をつくり、遺産を相続人以外の特定の人や団体に贈ったり、寄付することを「遺贈（いぞう）」といいます。ACE（エース）への遺贈という方法により、長年のご尽力で築きあげた資産を世界の子どもたちの未来のために役立てませんか？事前にご希望をお伝えいただき、遺言書にご寄付を明記していただくことで、あなたのご遺志を確実に生かすことができます。

## 相続の基礎知識



# 遺贈によるご寄付の流れ

## ご相談

### ① 遺言によるご寄付について、ACE(エース)にご相談ください

遺言書の作成の前に、ACEの活動をご紹介し、遺贈がどのように使われることをご希望されるか、お話を伺います。相談していただくことにより、ご遺志がどのように世界の子どもたちに役立つか、より確信を持って遺贈を残すことができます。また、遺贈に関する注意点もご説明させていただきます。

## 執行者の決定

### ② 遺言執行者を指定してください

遺言の内容を確実に実現する遺言執行者をお決めいただき、遺言書のなかでご指定ください。遺言執行者には弁護士、司法書士、信託銀行などの専門家に依頼することをお勧めしております。

## 遺言書の準備

### ③ 遺言書をご作成ください

専門家とご相談のうえ、遺言書をご作成ください。公正証書遺言での作成を推薦しております。(詳しくは7ページをご参照ください)

## (ご逝去にともなう執行者による) 遺言書の開示

### ④ 遺言執行者へのご逝去のお知らせ

遺言執行者にご逝去の知らせがないと、遺言の執行が開始されません。ご家族や信頼できる方などから通知人を選び、あらかじめ遺言執行者への連絡を依頼するなどの手順をご確認ください。

## 執行と財産の 引渡し

### ⑤ 遺言書の開示と財産の引渡し

遺言執行者からACEに対して遺言書の写しが送られ、遺言が執行されます。お預かりした貴重なご寄付はご遺志に沿う形で、ACEの活動に使わせていただきます。

# 準備のポイント

- ①遺贈していただいた財産は、課税されません
- ②遺留分にご注意下さい
- ③有効な遺言書をご用意下さい
- ④遺言執行者をご指定下さい



# ① 遺贈していただいた財産は、 課税されません。

特定非営利活動促進法には、以下のように定められています。

第71条 個人又は法人が、認定特定非営利法人等に対し、その行う特定非営利活動に関わる事業に関連する寄付又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続制について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

租税特別措置法により、認定特定非営利活動法人(以下認定NPO法人)への寄付については、税の優遇装置があります。ACEは東京都から認定をうけた認定NPO法人です。

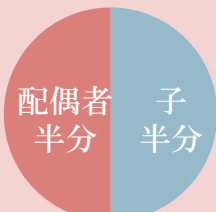


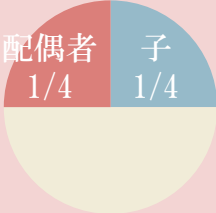
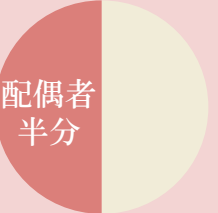
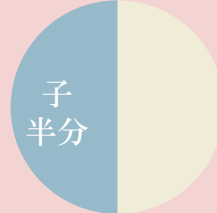
## 相続との違い、関係は？

- 相続は法律に定められた相続人が財産の全てを承継するのに対し、遺贈は、「『遺言』によって遺産の全部又は、一部を相続人以外の他の者に譲与すること」をいいます。遺贈はもらう側(受遺者)の意思とは関係なく、あげる方の一方的な意思表示、つまり遺言により生じます。ただし、遺留分に関する規定に違反して遺贈はできません。

## ② 遺留分にご注意下さい

兄弟姉妹以外の法定相続人がいらっしゃる場合には、遺言書の内容に関わらず、「遺留分」が生じます。遺留分は、民法が一定の相続人のために、財産の一定の割合を受け取る保障をする最低限の相続分です。遺贈をお考えの場合は、相続人の遺留分にご配慮のうえ、ご検討ください。

法定相続分と遺留分は次のとおりです(例)

相続人	配偶者と子の場合	配偶者のみの場合	子のみの場合
相続分	 <p>配偶者 半分 子 半分</p>	 <p>配偶者 全部</p>	 <p>子 全部</p>
遺留分	 <p>配偶者 1/4 子 1/4</p>	 <p>配偶者 半分</p>	 <p>子 半分</p>



### ③ 有効な遺言書をご用意下さい

民法で定められている遺言の方法のうち、一般的であるのが「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類です。(「秘密証書遺言」やその他の方法もあります)

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<p>●作成方法 公証役場で、2人以上の証人の立会いのもと、遺言内容を公証人に口述筆記させます。公証人は筆記した内容を遺言者・証人に読み聞かせ、最後に遺言者・証人がそれぞれ署名・押印します。</p> <p>●遺言書の保管方法 公証役場が原本を保管します。遺言者と遺言執行者が正本、謄本を保管します。</p> <p>●遺言の執行 家庭裁判所の検認を受けずに、速やかに執行することができます。</p>	<p>●作成方法 遺言者本人が遺言書の全文と日付、氏名を自筆し、押印します。</p> <p>●遺言書の保管方法 保管方法の規定はありません。</p> <p>●遺言の執行 遺言者がお亡くなりになった後、家庭裁判所に提出し、検認を受けなければなりません。</p>
長所	<p>●公証人が作成するので、内容も明確になり、証拠力も無効になるおそれがありません。</p> <p>●公証役場が原本を保管するので、遺言書に紛失、隠匿、変造のおそれがありません。</p>	<p>●誰にも知られずに作成することができます。</p> <p>●遺言書の作成に手間と費用がほとんどかかりません。</p> <p>●作成替えを容易に行うことが可能です。</p>
短所	<p>●公正証書作成に費用がかかります。</p> <p>●証人2人の立会いが必要です。</p>	<p>●遺言書に不備や紛失、変造のおそれがあります。</p> <p>●形式の不備や、内容が不明確になりやすく、後日トラブルが起きる可能性があります。</p>

\* 証人は、欠格事項該当者以外であれば誰でもなることができます。欠格事項該当者は、Ⅰ)未成年、Ⅱ)推定相続人・受遺者及びその配偶者並びに直系血族、Ⅲ)公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び雇人(民法974条)。弁護士に依頼すれば、遺言内容の秘密を守ることができます。

\* 検認とは、遺言書の内容や体裁を確認して、偽装や変造を防止するための手続きです。「遺言が遺言者の真意であるかどうか」や、「遺言が有効であるかどうか」を審査する手続ではありません。遺言書の検認は、遺言書の存在を相続人ほかの利害関係人に知らせる目的もあります。

# 公正な遺言書の作成例

※最も新しく作成されたものが有効です。

平成 年 第 号

本公正人は、遺言者 の囑託により、証人  
証書を作成する。

## 遺言公正証書

の立会いの下に、遺言書の口述した遺言を次のとおりに筆記して、この

本旨

遺言者 は、次のとおりに遺言する。

第一条 遺言者は、その有する下記の財産につき、遺言執行者において全てを換価金の中から諸経費、相続債務を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、下記のとおり相続させ又は遺贈する。

記

〔財産〕

(1)貯預金

- ①株式会社 銀行 支店に預託中の預金
- ②株式会社 信託銀行 支店に預託中の預金

(2)不動産

～中略～

〔相続人及び受遺者、相続させ又は遺贈する分〕

(1)相続人・ (昭和 年 月 日生、遺言者の )

上記換価金残金のうち、金 万円

(2)受遺者・**特定非営利活動法人ACE**(所在地 東京都台東区上野六丁目 1番6号 御徒町グリーンハイツ1005号)

(1)により相続させた換価金残金全部

～中略～

第二条 (遺言執行者)

遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

(弁護士)

昭和 年 月 日生

(住所)

(事務所)

本旨外要件

住所 東京都 区 丁目 番地 ー 号

職業

遺言者

昭和 年 月 日生

上記は印鑑登録証明書の提出により人違いでないことを証明させた。

住所 東京都 区 丁目 番地 ー 号

職業 弁護士

証人

昭和 年 月 日生

住所 東京都 区 丁目 番地 ー 号

職業 事務員

証人

昭和 年 月 日生

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し、次に署名押印する。

遺言者

証人

証人

印

印

印

この証書は民法第969条第1号ないし第4号の方式にしたがい作成し、同条第5号に基づき下記に署名押印するものである。

平成 年 月 日 東京都 区 丁目 番地 ー 号において

東京法務局所属

公証人

印

遺贈先は「特定非営利活動法人ACE」と記載して下さい。

## \*必ずご記入頂きたいこと

遺贈先は、必ず正式名称でご記入下さい。

遺贈くださる金額をご記入下さい。

ご寄付の用途をご指定いただくことも可能です。

## ④ 遺言執行者をご指定下さい

### 指定する理由

遺贈では、財産の引渡しや登記などの手続きを行う必要があります。これらの手続きは相続人が自分たちで執り行うこともできますが、遺言は相続人の間で利益が相反する場面が多く、相続人全員の協力が得られず手続きが円滑に進まない場合があります。遺言の内容を第三者の立場から忠実かつ公平に実行してくれる遺言執行者を指定しておくことにより、相続人間の紛争を回避しご意思を確実に実現する効果が期待できます。

### 相談できる専門家

弁護士

税理士

司法書士

行政書士

信託銀行

公証人

# 相続された遺産によるご寄付

相続または遺贈により遺産を取得した方が、その相続財産をACE(エース)に寄付をする場合、相続税の申告期限内であれば、その寄付した遺産分には相続税が課税されません。遺産、遺贈の認定NPOへの寄付控除には上限はありません。一部であっても全額であっても寄付額のすべてが控除になります。

※ただし、その寄付をした方やその親族等の方の相続税または贈与税の負担が「不当に減少する結果となる場合」は控除されないという例外規定もありますので、ご判断が難しい場合は、所轄の税務署にご相談下さい。

# 一般的な相続手続と ご寄付の流れ

相続開始から  
0日

ご逝去

ご逝去とともに、相続が開始します。

7日以内

死亡届の提出

3か月以内

相続放棄・  
限定承認  
相続人の確定

相続人は相続放棄・限定承認をする場合は、家庭裁判所に申述します。

4か月以内

準確定申告

故人が一定の収入要件を満たしている場合は、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について、相続人が故人に代わって確定申告します。

遺産分割

不動産の所有権移転登記や預貯金・動産等の名義変更などの諸手続き、遺産分割協議などを行います。

10か月以内

相続税の申告  
・納付

10か月以内にACEにご寄付をいただき、当法人が発行する領収証を添付して相続税の申告をしていただきますと、ご寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

# 香典によるご寄付

葬儀当日、または後日の「香典返し」は香典額の半額程度の品物をお返しするのが一般的です。その品物をお贈りする代わりに、ACEへのご寄付としていただくことで、子どもの権利が侵害されている世界の子どもたちの未来を明るくすることに貢献することができます。故人の遺志並びにご家族の想いを表すひとつの方法として、ご検討ください。

## ①ご葬儀当日に香典返しを行う場合

会葬者にお渡しいただける、はがきをご用意します。枚数等をお申し付けください。速達でお送りします。寄附金は後日、お振り込みください。

## ②忌明けに香典返しを行う場合

会葬者にお送りするお手紙に「香典は認定NPO法人ACEに寄附し、途上国の子どもを児童労働から守る活動に使われます」等の記載、または、ACEから送付させていただくレターを同封し発送していただくことも可能です。ご相談下さい。

# ご寄付いただいた後の流れ

## ご寄付の受領

遺言の執行、ご送金をいただき、寄付をACEの銀行口座等で受領いたします

## ご寄付の領収書発行

領収書を送付いたします。大切に保管して下さい。

## 使途の決定

遺言書のご希望に沿って、使途を決定いたします。特にご希望がない場合は、理事会が緊急性・必要性が高いと判断した事業に使われます。

## 事業の実施

ACEが行っている事業に、寄附金が使われます。ご希望によっては、遺贈いただいたご本人、または故人のお名前を年次報告書に掲載させていただきます。

## 報告

活動レポート、年次報告書等でのご報告をさせていただきます。特定のプロジェクトへのご寄付の場合はそのプロジェクトに関するレポートをお届けします。



# 寄付金控除について

ACEへのご寄付は、寄付金控除の対象になります

特定非営利活動法人ACEは、東京都より「認定NPO法人」として認定されています。当団体へのご寄付は「特定寄付金」とみなされ、税の優遇措置が受けられます。認定NPO法人制度による寄付金控除の対象として、次の3種類があります。

## 1. 個人によるご寄付の場合

最大50%(所得税40%、地方税10%)の税金の還付を受けることができます。

- 税額控除方式と所得控除方式のどちらか有利な方式を選択することができます。

	税額控除方式	所得控除方式
計算式	(寄付金額－2千円)×40%を税額から控除	(寄付金額－2千円)を所得から控除 ※(寄付金額－2千円)×所得税率が減税
上限	所得税額の25%が上限	所得金額の40%が上限
所得税減税額例	所得500万円で1万円寄付した場合 →3,200円減税 所得1,000万円で10万円寄付した場合 →39,200円減税	所得500万円で1万円寄付した場合 (所得税率20%)→1,600円減税 所得1,000万円で10万円寄付した場合 (所得税率33%)→32,340円減税

- 控除を受けるためには、確定申告が必要となります。当団体発行の領収書を添付して申告してください。
- 一部の自治体の個人住民税についても税制上の優遇措置を受けることができます。詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください。

## 2. 法人によるご寄付の場合

損金算入限度額の枠が拡大され、一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります(一般損金算入額+特別損金算入額)

- 控除を受けるためには、確定申告が必要となります。当団体発行の領収書を添付して申告してください。

## 3. 相続または遺贈によるご寄付の場合

寄付をした相続財産が非課税になります。

- 例えば、1億円の相続財産があった場合、このうちの2千万円を認定NPO法人に寄付すれば、相続税の課税対象額は8千万円になります。
- 相続税申告書提出の際、当団体発行の領収書を添付して申告してください。

◆ 寄付金控除に関するご案内は、下記ページもあわせてご覧ください。

<https://acejapan.org/information/subtract/>

◆ ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



特定非営利活動法人 ACE(エース)

〒110-0005 東京都台東区上野六丁目 1番6号

御徒町グリーンハイツ1005号

TEL:03-3835-7555 FAX:03-3835-7601

info@acejapan.org <https://acejapan.org>

ACE

—児童労働のない未来へ—